

## 平成24年度 第2回 佐世保市図書館協議会 会議録

1. 日 時 平成25年2月15日（金）午後4時30分～午後6時00分
2. 場 所 佐世保市立図書館 4階 A会議室
3. 出席者 ○佐世保市図書館協議会委員（定数5名）（出席4名）
  - ・社会教育関係者 宮原 利明
  - ・学識経験者 原口 孟士
  - ・社会教育関係者 迎 純子
  - ・学識経験者 阿部 律子○事務局（出席3名）
  - ・図書館長 渡辺 恵美
  - ・図書館長補佐 坂口 周一
  - ・図書第一係長 浜田 裕子

### 4. 内容

- (1) 平成25年度予算（案）概要について
- (2) 弁償本の取り扱いについて
- (3) 平成25年度図書館協議会日程について
- (4) その他

### 5. 館長挨拶

花粉が飛び始め、マスクをしている職員がけっこうおり、風邪か花粉症か確認をしないとわからないような状況だ。しかし、花粉が飛ぶということは、少しずつ春に近付きつつあるのかと感じる。

さて、前回10月に開催した第1回図書館協議会の後の佐世保市立図書館の状況は、11月に、おはなしフェスティバル、児童・生徒の郷土研究発表会を実施し、12月、1月は県の委託金を活用した図書ボランティア養成講座を5回シリーズで開催した。

1月16日には、東京のアメリカ大使館からアンドレア・マクグリーンチーさんという方がアメリカンシェルフの視察に来館された。視察後は、児童室で3冊ほど絵本の読み語りも行われた。司書の資格をお持ちの方で、国務省の図書館でもレファレンスを担当されていたということで質問も具体的で多岐に渡っていた。アメリカの外交官に共通するのが、来館されたときに必ず読み語りを希望される。図書館行政の先進国だなと感じる。

本日は3つの議題をご審議いただく予定になっており、活発なご意見を賜りますようお願い致します。

### 6. 議題

- (1) 平成25年度予算（案）概要について

《 説 明 》

事務局：3月議会に上程する平成25年度予算案について説明する。

まず、図書館の施設管理費である「施設管理業務」だが、平成25年度は92,159千円で、平成24年度と比べると44,017千円の増となっている。大き

な要因は工事費で、空調設備の改修工事を予定している。本館も築18年を過ぎ、一般室などは2カ所ほど空調が壊れており、利用者に不便をおかけしている。この改修工事は、国の防衛9条という補助を使って行う。額が大きいため、1階と2階、3階と4階と2カ年に分けて工事する予定である。

次に、「図書館運営費」だが、図書館協議会委員の報酬が増えている。図書館行政に関して協議会に諮問を行う予定なので、協議会の開催回数を増やし、5回開催を考えている。日程関係については議題3の方でお諮りしたいと思う。図書館運営費全体としては、予算内容の見直しを行い、3,000千円程度減額になっている。

続いて「図書館資料費」だが、平成24年度は屋上の防水工事費捻出のため12,000千円の減額を行った。しかし、平成25年度については、平成23年度の資料費の額までは戻せなかったものの、前年度の12%増の33,000千円を計上することができた。

「ブックスタート事業」については、報償費のブックスタートパック代が増額している。事業内容としては、前年度の内容を継続して取り組んでいく。

「子ども読書活動推進事業」は、平成23、24年度は、光をそそぐ交付金を活用し実施した。平成25年度は市の単独予算で引き続き事業を継続していく。

「郷土研究」及び「市史編さん事業」についても、平成24年度とほぼ同額の予算を計上し、事業を継続して行っていく。

平成25年度の総額予算が188,983千円となっている。平成24年度が144,478千円だったので、44,505千円、30.8%の前年度増となっている。

今までの予算編成は枠配分ということで、一定枠で配分された予算額の中で事業の組み立てを行ってきた。しかし、佐世保市の財政事情も厳しいということで、平成25年度の予算編成は、以前行われていた一件査定に戻された。一事業ずつ査定し、事業の必要性について細かくチェックが行われた。そのような状況の中、図書館の予算は、工事費も含め、前年度より多く事業費を確保することができた。これは、事業内容について細かく見直し予算の組み立てを行ったということで、財政課の方から一定の評価をいただいた結果ではないかと思っている。

#### 《 質 疑 》

委 員：図書館運営費の11節の需用費が減額している。需用費には、はまゆう号の燃料代も含まれるようだが、まわる距離が減るということはないのか。

事務局：はまゆう号のステーションは、毎年見直しを行っている。利用が少ないところは減らし、替わりに要望のあっているところを増やすなどしている。しかし、まわる距離については、そう大きく変動はないと思う。燃料費については、平成24年度の決算見込みで残が出そうなので、平成25年度については、それを考慮し予算を組んだ。

委 員：施設管理の空調改修工事が2カ年かかるということだが、工事費の総額を2つに分けるといふことか。

事務局：そのとおりである。各年約60,000千円の2カ年で総額約120,000千円。その内、国の補助金が7割程度ある。

委員：2カ年に分けることで、図書館の運営に支障はないのか。

事務局：営繕課に相談したところ、5、6月頃、設計委託をして、工事の着工は9月以降ぐらいになるとのことである。可能な限り、季節のいい時期に少しでも早く着工できればとは考えてはいるものの、本格的な工事はどうしても冬にかかってしまう可能性があるとのことである。1、2階と3、4階と分けて工事をした時に、工事対象ではない階は空調が使えるのかを営繕課や現在の空調管理の業者に確認したが、工事にかかってみないと分からないとの返事だった。

定例教育委員会において教育委員の方々にもお話をして、工事期間中も閉館はせずに開館するというので来年度の予定を組んではいる。ただ、全館空調が入らないうえ、開館したままの工事が危険を伴うようなら、急遽、閉館ということもありえる。逆に、工事の音は多少しても危険がないようなら、音がうるさく、空調があまりきかないということを利用者にご理解を頂いて開館したい。

委員：工事を2カ年に分ける理由は、資金の関係か。

事務局：そのとおりである。120,000千円を単年度で捻出するのは厳しい。当初は、4年間に分けて工事をすることも考えたが、なんとか2カ年で行うことができるようになった。設計委託については初年度で行い、工事のみを2カ年に分けて行う。

委員：長崎県立大学の図書館でも、現在、2カ年に分けて空調工事を行っている。平成24年度は、1、2階の工事を行い、平成25年度に3、4階の工事を行う。本の貸出はするが、工事中の階は使用できない。入って本を選ぶことはできるが工事のため危険なので、使える部分と使えない部分を設けている。全館をいっぺんに工事すると閉館しなければいけないので、利用者のことを考えて2カ年に分けて工事することになった。また、予算的にも単年度で行うより、2カ年に分けてということになった。

現在工事を行っているが、やはり音はかなりうるさい。空調が使えないのでレンタルのストーブを使用している。

委員：施設管理の11節の需用費が2,315千円減額されているが、現在、一部空調が壊れているところがあるとのことのお話だったが、全館空調が完備されたら需用費が増額するのではないか。

事務局：可能性はある。しかし、消費電力削減のため、現在、館内の照明を順次LEDへの変更を行っている。また、機械の維持管理上、常時空調を入れておかなければいけない電算室の空調設備の入れ替えを行い、それにより消費電力がかなり下がった。

委員：最近の空調は省エネになっていると聞く。初期費用はかかるだろうが、維持管理費は減るのではないだろうか。

委員：空調は1つの機械で全館対応型なのか。

事務局：当館の空調は、集中管理型になっており、そのため修理工事も大掛かりになる。分散型であれば、壊れた箇所のみ修理ができるのだが。

委員：運営の3節職員手当で、開館業務に伴う時間外職員手当が減額されているが。

事務局：決算見込みをもとに見直しを行ったため減額となった。

委員：図書館資料費が3,580千円、平成24年度より増額になったことはよかった。

事務局：平成24年度は、屋上の防水工事費を捻出するため図書館資料費を12,000千円減額したので、平成25年度は少しでも元の予算額に戻したかった。

また、今回の予算編成は、市の財政状況が厳しいということで、予算要求した事業に優先順位をつけて最下位の事業については事業費を全額カットするという話もあった。図書館の場合、優先順位はつけるものの、どの事業も必要性のある事業ということで、教育長の方から財政課の方に話をしていただき、予算要求した全事業を認めていただくことができた。

## (2) 弁償本の取り扱いについて

### 《 説明 》

事務局：利用者の方からご要望があったものである。

現在、図書館の本を利用者が紛失や破損、汚損した場合には、利用者自身が現物を購入し弁償していただいている。本が絶版等の場合には類似本を購入し持ってきていただいている。しかし、高齢者や乳幼児を抱えた母親などが、書店に何度も足を運んで弁償本を購入するのは大変だという声があっている。原則としては現物を弁償していただくとしながらも、購入が困難な方については現金で、その場で弁償していただくということを検討してもらえないかという要望が出ている。

平成23年度の紛失・破損・汚損等届出は、314冊で、内訳は、一般書が139冊、児童書が175冊となっている。一般書は、届出のあった内97%の135冊が弁償に至っている。児童書は、届出のあった内71%の125冊が弁償に至っている。

現在の弁償本の取り扱いの流れについては、

- ①図書館から利用者へ弁償通知書を送付
- ②利用者が、書店へ弁償本を発注
- ③書店から利用者へ弁償本が納品
- ④利用者が、図書館へ弁償本を納品

要望内容による取扱いに変更すると、

- ①図書館から利用者へ弁償通知書を送付
- ②利用者が、弁償本の代金を納付
- ③図書館から利用者へ領収書を発行
- ④図書館が、弁償本代金を歳入予算の雑入へ納付
- ⑤図書館から書店へ弁償本を発注
- ⑥書店から図書館へ弁償本が納品
- ⑦図書館から弁償本の代金を、歳出予算の図書館資料費から書店に対し支出

平成23年度の弁償本冊数に出版物の平均単価を掛けると728千円程度になる。現金弁償になると、その費用は図書館資料費から支出することになる。そのため、その支出分は、弁償本の購入費用に充てることになるので、新刊などの図書の購入ができないということになる。

県内の他の図書館の弁償本の取り扱いについて調査したところ、多くが佐世保市と同じ現物弁償であった。調査した15館のうち平戸市立永田記念図書館、つしま図書館、佐々町立図書館の3館が、現物と現金弁償の両方を行っていた。

《 質 疑 》

委 員：長崎県立大学でも弁償は、現物弁償のみである。最近は、インターネットで本の購入も簡単にできる。まあ、だれもがインターネット環境が整っているわけではないのであろうが。市内も書店が少なくなっていることから、こういう購入方法もあるということぐらいは、弁償される方にお知らせしても良いのではないか。

委 員：小さいお子さんがいらっしゃれば、動けないという状況もあるだろう。そういう時は、インターネットで購入して現物弁償していただく方法もあるということをお知らせしていただいてもよいと思う。

しかし、状況によっては、図書館が現金を預かって、本屋から図書館に直接納品していただいてもいいのではないか。先程、現金弁償の場合、歳入予算の雑入に入れて歳出予算から支払うと説明があったが、一時的に現金を預かるという形はとれないのか。

委 員：会計上、預かり金はできるのか。

委 員：行政としては、歳入予算にいれなければいけないだろう。

事務局：そのとおりである。預かるわけにはいかない。財務規則上、歳入として翌日までには銀行に納付しなければならない。

委 員：現物弁償の場合、納品までに時間的猶予はとっているのか。

事務局：時間的猶予は取っている。

委 員：新品の本がなかった場合は、中古本でも受け付けているのか。

事務局：基本的には新品を納品いただいている。

弁償本が現物弁償なのは、本を紛失などされた方が、お金さえ払えばいいだろうと簡単に思ってもらいたくないということも根底にあるのではないだろうか。本は、紛失したり、汚したりしたら、手間はかかっても責任を持って弁償しなければならないということを理解してもらいたい。やはり、弁償のお話をすると、その場でお金を払えばよいのだろうといわれる方が時々いらっしゃる。

委 員：現物と現金弁償、どちらでも良いとすると、当然、現金で支払うとみんな言われるだろう。

委 員：図書館の本は、公共のものだという意識を利用者にきちんと持ってもらいたい。

委 員：図書館の本を汚したら、弁償しなければいけないという意識がないのではないか。

若いお母さんたちに聞くと、「わざとではないのだから」「使えるのだからいいではないか」という気持ちがあるようだ。

委 員：大学の図書館を利用する学生もそうだが、図書館の本だから、多少汚しても弁償しなくてもいいという意識がある。

委 員：図書館の本を汚したら弁償しなければならない。自分だけの本ではない。みんなが利用するものだという周知徹底する必要があるのではないかと思う。

事務局：カウンターで弁償の必要を説明すると、私達の税金で購入された物をなぜ弁償しなければならないと言われる方もいらっしゃる。公共の本だから大事に利用していただかなければいけないということを、私達は、そこまで説明しなくても当然わかってらっしゃると思うのだが、理解されていない方もおられる。

また、絶版で買い替えができない本などは、経年劣化による破損などを補修して利用したりもしている。そのような本を見て、あそこまで修理して利用されている

のに、私がちょっと破ったのに対し、なぜ弁償をしなければいけないと言われる方もいらっしゃる。

委員：館内に弁償していただく場合があるということを表示はしてあるのか。

事務局：館内に掲示している。しかし、なかなか目にとめていただけていないようだ。まだまだ、PR不足なのかもしれない。広報させば定期的に載せるなど必要なのかもしれない。

委員：原則、現物弁償だろう。現金弁償は異例なことだ。

委員：現金弁償を認めている3館は、本屋が少ないなどの地理的な要因があったのではないか。昔と違い、今は、ネットなどで本の注文ができたり、高速がつながって他都市の本屋に行けたりして地理的な要因は解消されているだろうが、取り扱いとしてはそのまま残っているのかもしれない。

委員：現金弁償は、弁償者にとってはすごく楽だろう。お金を払えば済むだろうという考えを持たれるだろう。

委員：届出が出されて、弁償に至らなかったのは、どういう場合なのか。

事務局：経年劣化が破損の要因でたまたまページが外れた、本文に関係のないページがわずかに破れてしまったとかは、弁償していただかない場合もある。本の状態を図書館側で見極めて弁償者に対し回答をさせていただく。

当たり前のことだが、借りた本は責任を持って保管していただきたい。公共物なので大事に扱っていただきたい。紛失、破損、汚損すると、弁償を自分でしていただくお手数料をおかけするということを理解していただきたい。

委員：自分の物は大事にするが、公共物だから大事にしないでいいという考えの方もいらっしゃる。

事務局：佐世保市では、徳育推進をしているもののなかなか難しい。

委員：現金弁償をたとえ導入したとしても、図書館の事務手続きが煩雑にならないようにしておかなければならない。

委員：件数から考えると、毎日処理をして、入金することになるのではないか。

事務局：事務量は確かに増える。それと釣銭の用意をどうするかという問題もある。

現金弁償を行っている3つの図書館のうち、本が書店から納品されるまで現金を預かっているという図書館もあった。監査などでも指摘を受けた事はないとのことだった。佐世保市の場合は、この方法は会計上問題がある事務処理だ。不正会計事件以降は、極力、現金の取り扱いは行わない。職員が現金を直接扱わないでもいいようなシステムにしておかないと着服などの要因となりかねない。

委員：弁償する本人に、書店に直接お金を振り込んでもらえばよいのではないか。

委員：図書館が、納付書を発行して納めてもらえばよいのではないか。納付確認した後、図書館から本を発注すればよい。ただ、納付書を発行したからといって、必ず振り込んでもらえるとは限らない。その場合、回収不能になってしまう。

事務局：図書館から、催告のお電話をしないといけない。最終的に、不納欠損となる可能性もあるだろう。

委員：弁償の頻度が多いので、納付確認も大変だろう。

委員：件数からすると1日1件はあることになる。

委員：書店には、図書館から本を注文する。そして、弁償者には、書店発行の納付書を

お渡しし、お金が振り込まれたのを書店側が確認したら、本を納品してもらえかどうか。

委員：現金弁償の要望をされている方は、その場でお金を支払って済ませたいと思っ  
てらっしゃるのだから、銀行に納付に行くのも面倒なのではないだろうか。

委員：少なくとも、図書館には来館されているぐらいだから、書店に購入に行く労力  
はあるのではないか。何らかの交通手段を使って図書館に来られているわけだから、  
現物弁償ができないことはないと思う。

図書館に行く労力はあるけど、弁償を行う労力はないということになる。

委員：現金で済ませたいと思われる方に、金融機関の窓口で支払いをしてくれと言  
うと、結局、また同じような要望が出るだろう。

事務局：現金を取り扱う場合は、複数の職員で必ず行わなければならない。図書館  
では、コピー代を現金取り扱いしているが、機械から回収する際も必ず2人で行って  
いる。誤りや着服などが起こらないために、このように決まっている。

委員：現金を取り扱うということは、いろいろな意味で間違いのもととなる。

委員：現金弁償を言ってこられる方は、この後に付随することまで当然考えていら  
っしゃらない。図書館にお金を渡して、代理で購入してもらおうと安易に考えていら  
っしゃるのだと思う。原則は原則として、今まで通りでよいのではないか。

委員：図書館協議会としては、現金弁償は認められないということでよいのではない  
か。委員の皆様いかがでしょうか。

全委員：了承

### (3) 平成25年度図書館協議会日程について

#### 《 説 明 》

事務局：例年2回開催の図書館協議会を、平成25年度は5回開催したい。

開催月は、あくまでも予定だが、第1回目は、小郡市立図書館長の講話と「佐世  
保市立図書館の今後の運営について」の諮問、佐世保市立図書館の現状と課題につ  
いての報告を行いたい。小郡市立図書館は指定管理者になったあと、また直営に戻  
った図書館で、館長には講話を了承いただいている。

第2回目は、武雄市図書館への視察を行いたい。武雄市図書館は、4月にはC C  
Cが指定管理者になり運営がスタートする予定である。そちらを視察していただき、  
諮問に対する答申の判断材料にさせていただければと思う。

そして、第3回、4回で答申案を検討していただいて、第5回で答申をいただけ  
たらと考えているが、あくまでも予定であり、逆に、早急に答申を出すのではなく、  
もっとじっくり検討が必要ということで、平成26年度に答申を持ち越される場合  
もあるかと思っている。

#### 《 質 疑 》

全委員：了承